

大平顧問官

河本顧問官

西野顧問官

小坂顧問官

委員会

第一回

三月十三日(木)

三月十五日(土)

会議及上奏

昭和二十二年三月十五日(土)会議即

日決議上奏

昭和二十二年三月十五日會議議案



昭和二十二年三月十五日 決議
昭和二十二年三月十五日
法律第三十四號

財政法案帝國議會へ提出の件

参照添附

財政法目次

第一章 財政総則

第二章 公債

第三章 予算

第一節 総則

第二節 予算の作成

第三節 予算の執行

第四章 決算

第五章 雑則

財政法

第一章 財政総則

第一条 國の予算その他財政の基本に關しては、この法律の定めるところによる。

第二条 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となる。

き現金の收納をいひ、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいふ。

前項の現金の收納には、他の財産の処分又は新らたる債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支拂には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。なお、第一項の收納は支出には會計上の繰入その他國內において行ふ移換によるものを含む。

歳入とは、一會計年度における一切の收入をいひ、歳出とは、一會計年度における一切の支出をいふ。

第三條 租税を除く外、國が國權に基いて收納する課税金及び法律又は事實上國の独占に属する事業における車賃價格、事業料金に於ては、すべて該律又は國會の議決に基いて定めなければならぬ。

第四條 國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源となすべし。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、國會の議決を経た金額の範囲内、公債を發行し又は借入金をなすことが出来る。

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國會に提出しなければならぬ。

第五條 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎會計年度、國會の議決を経なければならぬ。

第六條 すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れなければならない。但し、特別の理由がある場合において、國會の議決を経た額の範囲内では、この限りでない。

第七條 會計年度において、歳入の計算上剰金を生じた場合は、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、この剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償還の源に充てなければならぬ。

第八條 國は、國庫金の出給に必要があるときは、大藏省証券を發行し、

し又は日本銀行から一併借入金となすことができる。

前項に規定する大藏省証券及び一併借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の発行及び一併借入金の場合の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くこととする。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けをばならない。

國の財産は、常に貯蓄の狀態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的にこれを運用しなければならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担せしむるには、法律に基くなければならない。

第二章 会計

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支拂しなければならぬ。

~~第十三條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。~~

第十三條 國の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行う場合、特定の資金を借用してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合においては、法律を以て特別会計を設け得るものとする。

第三章 予算

第一節 総則

第十四条 歳入歳出は、すべてこれを予算に編入し、これらなるらな。

~~第十五条 歳入歳出の計算は、前条に規定する事項を以て、他の事業の経費が特に必要あるものは、これらなるらな。経費の総額を総統費とし、これを以て、国会の議決を経て、これを以て、~~

第十五条 法律に基くもの又は、~~これを以て、~~歳出の定額、^(予算)の範囲内におけるもの外、國が債務を負担する行爲をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の
必要がある場合には、國は毎會計年度、國会の
議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為
をなすことができる。

前三項の規定により國が債務を負担する行為に因り支出すべき年
限は、当該會計年度以降三箇年度以内とする。但し、國会の議決に
より更にその年限を延長するもの並びに外國人に支給する給料及び
恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補
給、土地、建物、借料及び國際條約に基く分担金に関するもの、そ
の伸法律で定めるものは、この限りでない。

第六十條 予算は、予算總則、歳入歳出予算、継続費
及び國庫債務負担行為とする。

第十七條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び會計検査院
長は、毎會計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行
爲の見積に関する書類を作成し、これを内閣における予算の統合調
整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎會計年度、その所掌に係る歳入、
歳出及び國庫債務負担行為の見積に関する書類を作成し、これを大
藏大臣に送付しなければならない。

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を検討して必要な調整を行い、歳
入、歳出及び國庫債務負担行為の概算を作成し、閣議の決定を経な
ければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び會計
検査院に於て歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議
長、最高裁判所長官及び會計検査院長に対しその決定に関し意見を
求めなければならない。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び會計検査院の提出見積を編成し
た場合においては、国会、裁判所又は會計検査院の提出に際して
見積について、その詳細を歳入歳出予算に附するにも国会が、
国会、裁判所又は會計検査院に於る歳出額を修正する場合における
必要な財源についても明示しなければならない。

の冊を附す事あるもの、この類の事あり。

條、土庫、非國の附録及び國債附録に基く、各財金の附録するもの、予
恩條、此式公共國庫の附録の附録及び附録の元味甚く、以味千の附
もの、更なる予則を無算するもの並に、予則人の支條せる條條及び
附録、各條金恒予則以附三箇予則以内とする。附録、附録の附録に
附録、各條金恒予則以附三箇予則以内とする。附録、附録の附録に

前項の規定により國が債務を負担しに行爲については、
次の常会において國会に報告しなければならぬ。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する

行爲は、これを國庫債務負担行爲という。

第三項の作成

第六條 予算は、予算總則、歳入歳出予算、継続費

及び國庫債務負担行爲とする。

第七條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院

長は、毎會計年度、その所管に係る歳入、歳出及び國庫債務負担
爲の見積に關する書類を作成し、これを内閣における予算の統合課
整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎會計年度、その所管に係る歳入
歳出及び國庫債務負担行爲の見積に關する書類を作成し、これを大
藏大臣に送付しなければならない。

第十八條 大藏大臣は、前條の見積を檢討して必要な調整を行い、歳
入、歳出及び國庫債務負担行爲の概算を作成し、閣議の決定を経な
ければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会
計検査院に於て歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議
長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に關し意見を
求めなければならない。

第十九條 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の提出見解を採納し
ない場合に於いては、国会、裁判所又は会計検査院の提出見解を採
見解について、その詳細を衆入及び予算に附するにも国会が、
国会、裁判所又は会計検査院に於ける見解を採納する場合には、
必要な資料についても提出しなければならない。

必要は詳細の了りて申請すべし。

國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の組合は、
見解の了りし、その詳細を以て、議院及び内閣調査の點を以て、
其の組合は、其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、

人、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、

第十八條 大藏大臣は、前條の見解を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、

出又は内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、

第二十條 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、
其の國會、議院及び内閣調査の點を以て、其の國會、

第一條 大藏大臣は、其の國會、

第二條 大藏大臣は、其の國會、

第三條 大藏大臣は、其の國會、

第四條 大藏大臣は、其の國會、

第五條 大藏大臣は、其の國會、

第六條 大藏大臣は、其の國會、

第七條 大藏大臣は、其の國會、

第八條 大藏大臣は、其の國會、

第九條 大藏大臣は、其の國會、

款の決定を経なければならぬ。

第二十二條 予算総則には、歳入歳出予算、建設費及び公債債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第四條第一項但書の規定による公債中央銀行又は借入金金の借入の限度額
- 二 第四條第三項の規定による公債中央銀行の範囲
- 三 第五條但書の規定による日本銀行の公債の引取及び借入金金の借入の限度額
- 四 第七條第三項の規定による大藏省証券の発行及び一時借入金金の借入の最高額
- 五 第十條第三項の規定による國庫債務負担行為の限度額
- 六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

第二十三條 歳入歳出予算は、歳入にありては、その性質、歳出にあり

ては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においては、二以上の款項に区分し、又、その收入又は支出に關係のある部局等の組織の明瞭を明らかにしなければならぬ。

第三十條 予見 難い予算の不足に充てるため内閣は、予備費と相違と認める金額を歳入歳出予算に計上し、なければならぬ。

第三十條 歳出予算のうち、経費の性質上、前年度内にその支出を終了見込のあるものは、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用するに付、国会の承認を得る必要がない。

第三十一條 経費は、事業ごとにその必要の理由を明かにし、その必要の理由を明かにするものとする。

第三十二條 六 國庫債務負担行為は、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額

を明らかにし、又、必要に應じて行爲に基いて支出をなすべき年
度の年限又は年割額を示さなければならぬ。

第三十條 内閣は、~~國令、裁判所及び会計検査院の歳
出見積を裁額し、場合によっては國令、裁額所を國令
計検査院の歳出、他の歳入を補填し、その詳細を歳
入歳出予算に附記するに、國令が國令、裁判所又は
会計検査院の歳入、歳入類、修繕費、場合によっては、
日本銀行の財源に、日本銀行の附記を附記する。~~

第三十條 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十月中旬、
國會に提出するのを例とする。

第三十八條 國會に提出する予算には、参考のために左の書類を添附
しなければならない。

- 一 歳入予算明細書
- 二 各省各廳の予定經費要求書、~~建設費要求書~~及び國庫債務負担行
費
- 三 表及び附屬表並に、その歳入費支出予算の合計表及び附屬表
- 四 國庫の状況に關する前前年度末における実績並びに前年度末及び
当該年度末における見込に關する調書
- 五 國債及び借入金金の状況に關する前前年度末における^{実績}現在高並びに
前年度末及び当該年度末における現在高の見込額及びその償還年次
表に關する調書
- 六 國有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年
度末における現在高の見込に關する調書
- 七 國が、出資している主要な法人の資産、負債、積立その他の状況

に關する調書

八 總務省が國庫債務負擔行為の翌年度以降に亘つたものについての
前年度末までの支出額、前年度以降の支出額、前年度に亘つたもの
の合計額、前年度の計画その他、前年度の決算、前年度の決算に
關する報告書の進行状況等に關する調書

九 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要書類
第二十條 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要と認めるときは、
できない経費若しくは國庫債務負擔行為又は法律上若しくは契約上國
の義務に屬する経費に不足を生じた場合に限り、追加予算を作成し、
これを國會に提出することが出来る。

内閣は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて、
既に成立した予算に或る追加の必要が生じたときは、その修正を國會
に提出することが出来る。

二十

第二十條 内閣は、財政に應じて、一會計年度のうちに一定期間に係
る予算を作成し、これを國會に提出することが出来る。

第二十一條 追加予算は、前年度の予算が成立したときは、失効するものとし、
前年度に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これ
以前年度の予算に基くしたもののみならず、

第二章 予算の執行

第三十一條 予算が成立したときは内閣は國會の議決したるに從ひ各省各廳の長に對し、その執行の責に任すべし。歳入歳出予算繼續費及び國庫債務負担行為を賦する。

前項の規定により賦する歳入歳出予算は、更に歳入のあつては、項を別に、歳出に對つては、項を別及び節に區分する。

大藏大臣は第三項の規定による賦職のあつたときは、會計検査院に通知しなければならぬ。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出予算については、各款に定めた目的の外に、これを使用すべし。但し、本項の金額を、は各部省廳の額を、此流用すべし。但し、予算の執行上必要なる場合は、政令の發布を要する。

地方自治法に於ては、地方自治法に規定する事項は、この法律に從はず。

前項の項の金額に限り、流用する。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

連用。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

前項の項の規定は、前項の特例の定めるところの場合には、適用しない。

大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並に当該

経費の支出状況等を勘案して前項の期間中に支拂又は

契約等の計画の承認に關する方針を作製し、閣議の決定

を経なければならぬ。

めくれず

借附したる外はなからぬ。

歳入歳出の決算は、その外を附するに依り、その取付を
第一即ち書込の第二即ち賦課による取付の金額に依り、
恒餘本額に附したる外はなからぬ。

第一即ち書込の第二即ち賦課による取付に依り、大蔵大臣は
その外を附することを得る。

各省各廳の昇、降及び附の發費に依り、附命の宝は、その
合に依りその外を附する。

第一即ち書込の第二即ち賦課の宝は、予算に依り、附命の
宝は、その外を附することを得る。

要するに、同一各府の即ちの金額に依り、取付することを得る。
要するに、同一各府の即ちの金額に依り、取付することを得る。

大蔵大臣は、その外を附することを得る。

大蔵大臣は、その外を附することを得る。

大蔵大臣は、その外を附することを得る。

第三十條 各省各廳の長は、第三十條第一項の規定により賦

課したる予算に依り、大蔵大臣の定めた期間に従い、支出事務

職員及び契約事務職員に依り、支出の所要額及び國の支出の原

因となる契約その他の行為（以下契約等という。）の所要額を定

め、支拂又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを

大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに当該

経費の支出状況等を勘定し、前項の期間に依り、支拂又は

契約等の計画を承認し、方針を決定し、閣議の決定

を経なければならぬ。

大藏大臣は、前項の方針に基き、第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに支拂計画は、これを日本銀行に通知し、受け付けを行はざらば可い。

第三十條 予備費は、大藏大臣が、これを管理する。他は、國庫又は裁判所の経費のうちに於てこれを予備費は、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官が、これを管理する。

各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大藏大臣に送付し受け付けを行はざらば可い。

大藏大臣は、前項の要求を調査し、これを所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求め受け付けを行はざらば可い。但し、その閣議の決定を経て大藏大臣が決定する経費については、閣議を終ることを必要とせず大藏大臣が予備費使用書を決定することができらる。

予備費使用書の決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十條第一項の規定により、予算の配賦がなつたものとみなす。

第三十條 第一項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が、**第十五** 第三十條第一項の規定により國庫債務の負担に計爲を行なう場合に、これを準用する。

第三十條 予備費を以て支弁した金額については、各省各廳の長は、その調書を併せて、次の審議会の開会後直

次に、これを大蔵大臣に送付しおければよい。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて、備費を以て支弁し、金額の総調書を作製しおければよい。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各廳の調書を、次の常会において国会に提出して、その承諾を求めおければよい。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を経済院に送付しおければよい。

第四章 決算

第三十七條 各省各廳の長、毎會計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並に國の債務に關する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しおければならない。

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しおければならない。

第三十八條 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成し、これらを作成し、

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしおければならない。

一 歳入

- 一 歳入予算額
 - 二 徴収決定済額（徴収決定の存り歳入については、収納後に徴収済として整理した額）
 - 三 収納済歳入額
 - 四 不納欠損額
 - 五 収納未済歳入額
- (三) 歳出
- 一 歳出予算額
 - 二 前年度繰越額
 - 三 予備費使用額
 - 四 流用等増減額

- 五 支出済歳出額
- 六 翌年度繰越額
- 七 不用額

第三十九條 内閣は、歳入歳出決算に歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月十日會計検査院に送付しなければならない。

第四十條 内閣は、會計検査院の検査を経て歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國會に提出するのを例とする。

前項の歳入歳出決算には、會計検査院の検査報告書以外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附する。

第四十一條 毎會計年度において、歳入歳出の決算に剰余を生じたときは、

は、これをその翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。

第五章 雑則

第四十二條 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び年度内に契約をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

~~継続費として、毎会計年度の歳出予算の金額を超過するもの~~

~~最終年度まで、順次繰り越して使用することができる~~

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作成し、事項ごとにその事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならぬ。
第三十一條第一項、前項の承認があつたときは、当該経費について、第三十一條第一項

の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することが出来る。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことが出来る。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適當な方法で國民に報告しなければならぬ。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、国会及び國民に報告しな

は、これをその翌年度の歳入に繰り入れらるものとする。

第五章 雑則

第二十一條 歳入の算定に當り、前二條第一項の規定は、繰入金の算定に適用する。前項の繰入金は、前年度の歳入に繰り入れらるものとする。前項の繰入金は、前年度の歳入に繰り入れらるものとする。前項の繰入金は、前年度の歳入に繰り入れらるものとする。

前項の繰入金は、前年度の歳入に繰り入れらるものとする。

第四十三條 各省各縣の長は、前條の規定による額を必要とするときは、繰越計算書を作成し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認があつたときは、当該経費について、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四條 國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五條 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六條 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適當な方法で國民に報告しなくてはならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも四半期ごとに予算使用の状況、國庫の状況その他財政の状況について、國會及び國民に報告しな

ければならない。

第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

但し、第十七條第一項及び第三項、第十八條第二項、第十九條、第三十條、第三十一條、第三十五條並びに第三十六條の規定は、

の施行の日は、政令でこれを定める。これを以てこれを定める。

第四條及び第五條の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度予算に

計上される公債又は借入金について、第七條、第三章の規定（

第十七條第一項及び第三項、第十八條第二項、第十九條、第二十八條、第三十條、第三十一條並びに第三十四條乃至第三十六條の規定を除く。）を以てこれを

第二條 この法律中「国会」といふのは、日本國憲法施行の日までは、これを「帝國議會」といふ。

政府に、この法律中「勅令」といふのは、これを「政令」といふ。

日本國憲法施行の日までは、第三十條中「衆議院議長、参議院議長、

最高裁判所長官及び会計検査院長並びに内閣總理大臣及び各省大臣」といふのは、

第三十條中「衆議院、参議院、裁判所及び

会計検査院並びに内閣及び各省」といふのは、これを「各省」といふ。

第三十條 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十一年度の決

算に關しては、なお従前の例による。

第四條 従来予算外國庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議會

の協賛を經た事項は、日本國憲法施行後において、國庫債務負担行為

の協賛を經た事項は、日本國憲法施行後において、國庫債務負担行為

めくれず

ければなり。

第四十七條 この法律施行に關し必要な事項は、政令にてこれを定める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第三十三條

第一十三條

の施行の日は、政令にてこれを定める。

第三十條、第三十一條並に第三十四條以下第三十六條の附則を以て、
第十條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十條、第二十八條、
計上される公債又は借入金については、
を除く。及び第四章の規定は、昭和二十一年度以後の会計年度の予算及
の決算について、これを適用する。

計上される公債又は借入金については、
を除く。及び第四章の規定は、昭和二十一年度以後の会計年度の予算及
の決算について、これを適用する。

第二條 この法律中「国会」とは、内閣及び「各省各廳」又は「政令」とは、
のものは、日本國憲法施行の日まで、これを「帝國議會」とし、「
政府」とは、内閣及び「勅令」と読み替へるものとする。

日本國憲法施行の日までは、
最高裁判所長官及び會計検査院長並に内閣總理大臣及び各省大臣と
あるのは、「各省大臣」
會計検査院長並に内閣及び各省とあるのは、「各省」と読み替へるものとする。

日本國憲法施行の日までは、
最高裁判所長官及び會計検査院長並に内閣總理大臣及び各省大臣と
あるのは、「各省大臣」
會計検査院長並に内閣及び各省とあるのは、「各省」と読み替へるものとする。

日本國憲法施行の日までは、
最高裁判所長官及び會計検査院長並に内閣總理大臣及び各省大臣と
あるのは、「各省大臣」
會計検査院長並に内閣及び各省とあるのは、「各省」と読み替へるものとする。

日本國憲法施行の日までは、
最高裁判所長官及び會計検査院長並に内閣總理大臣及び各省大臣と
あるのは、「各省大臣」
會計検査院長並に内閣及び各省とあるのは、「各省」と読み替へるものとする。

第三條 この法律施行前に行した予備費の支出並に昭和二十一年度の決
算に關しては、なお従前の例による。

第四條 従来予算外國庫の負担となるべき契約に關する件として帝國議會

の協賛を経て申請は、日本國憲法施行後においては、國庫債務負担行為

とあるものとする。但し、この場合においては、改正の
第五條第十五條第三項の規定は、これを適用しない。

明治四十四年法律第二十号公共団体に対する工事補助費繰越使用に關する法律

明治五年大政官布告第十七号政府に対する昇附に關する件

理由

日本國憲法の制定に伴い、國の予算その他財政に關する基本的事項を
規律すため、財政法を定める必要がある。此が、この法律案を提出
する理由である。

第十正 抄 第三即の 財 宝 等

とあるものとする
第五條 左に掲げる法令は、これを廃止する。
明治四十四年法律第二号公共団体に対する工事補助費繰越使用に關する法律

明治五年大政官布告第十七号政府に対する昇附に關する件

理由

日本國憲法の制定に伴い、國の予算その他財政に關する基本的事項を規律すため、財政法を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政法案及公會計法改正案要旨
日本國憲法の施行に伴い公會計法の改正を行ふため財
政法案及公會計法改正案を提出するが、左にその
要旨を掲記すれば

財政法案及公會計法改正案要旨

日本國憲法の施行に伴い公會計法の改正を行ふため財
政法案及公會計法改正案を提出するが、左にその
要旨を掲記すれば

一、財政法案及公會計法改正案提出の趣旨

(一) 憲法の改正に上つて必要と行つた規定
即ち例へば予算不成立の場合における前年度予算の從
價不能と行つたためこれに代へて暫定予算の制度を新設
したること。憲法第九十一條に關する規定を設けたこと等が憲
法改正のため直接必要と行つたものであるが、右の憲法の條文の
字句に直接の關聯は必ずしもなく日本國憲法の精神から

見て御入し規定がある例へば組織以外の権力的課徴金
獨り政府事業の料金や價格を法律又は國會の議決に
基くこととしたこと、國會裁判所及び會計検査院の如き
憲法上獨立を保障せしめたる機關の予算に關し不特
中取扱を定めたこと

(二) 財政處理の基本的原則を明らかにするたため規定

この小は財政法中の財政原則の章に含まれてゐるが、この中
には例へば公債發行及び日本銀行對金の制限及び歲計
剰余金の分り、以て公債償還に充てし規定の如き、從來
と異つた規定もあり又債權免除の制限、國の財産の處理に關
する制限、國外の對する信用賦課の制限の如く從來

概ね存しては、包括的の明文の如くは、様々規定もある

(三) 國の財政處理の統制を強化するたための規定

例へば予算の形式に革新を加へ組織單位の編成方法
を確立したこと、予算の執行を從來の現金支出を中心とし
た支拂予算の制度から、歩進めて契約等の計畫も、この
着せられたこと、支出官の小切手に対する認証の制度を始め
予算の執行に關して、大藏大臣の報告徴取、監査、指示の道
を開いたこと等である

(四) 予算等を民主化の意味において解り易くせられた
ものの規定

例へば予算に併せて國會に提出する書類を明細にして

國の財政状況の全貌を把握せしめるのに便せしめたること
又予算の形式を改正して目的、組織別、兩面からの区分
を明らかにしたのもこの点からの配慮に基くものである

七、特別会計のもの外從來勅令以下に規定されたる事
項を法律中に明記し或は例示をした上、政令に委任する
といふ様なことにした外用語についても若干の定義を加へるこ
とに成るべく一般に理解し難いものを避けることに努力したので
ある

二、現行会計法と財政法及び改正会計法との関係

先づ概算の見当としては財政法は財政全般に付ての若干
の総則の外予算及び決算に関する制度を規定することと
し改正会計法においては収入、支出の手続、出納官吏に関する

規定等その手続的方面を規定することとした従って現行会
計法においてこれを思はれは第一章総則中の第一條第三項、
第二章以外の全部、第二章下三、三、三、三、三、三、三、三、
全部、第三章中の第二十七條、第二十七條及び第二十八
條（繰越）第三章中の第三十九條（特別会計）が財政法
に屬し爾余が会計法に殘ることとした

右の如き区分をした趣旨はこれによつて制度に関する規定
を収入支出手續に関する規定から切離し以て財政法に國
有財産法、物品会計規則、各特別会計法算他の会計法
規中における基礎法的性格を賦與してその地位を明確
ならしめ以て一般の理解にも便せしめんとしたことにある

財政法案及び会計法案の現行会計法案との対照表

財政法案	現行会計法案	会計法案	現行会計法案
第一條		第一條 一項	第一條 一項 二項
第二條	第二條	第二條	第二條 一項 二項
第三條		第三條	第三條 一項
第四條		第四條	第四條 一項
第五條		第五條	第五條 一項
第六條		第六條	第六條 一項
第七條	第六條	第七條 一項	第七條 一項 二項
第八條		第八條 一項	第八條 一項 二項
第九條		第九條 一項	第九條 一項 二項

賦政課案 第1條	現行會計法第 第1條	會計法第 第6條	現行會計法第 第31條
第11條	第1條	第9條	
第12條	第3條	第10條	
第13條	第2條	第11條	
第14條	第19條	第12條	
第15條	第2條	第13條	
第16條	第18條	第14條	
第17條	第11條	第15條	
第18條	第1條	第16條	
	第1條	第17條	
	第1條	第18條	
	第1條	第19條	
	第1條	第20條	
	第1條	第21條	
	第1條	第22條	
	第1條	第23條	
	第1條	第24條	
	第1條	第25條	
	第1條	第26條	
	第1條	第27條	
	第1條	第28條	
	第1條	第29條	
	第1條	第30條	
	第1條	第31條	
	第1條	第32條	
	第1條	第33條	
	第1條	第34條	
	第1條	第35條	
	第1條	第36條	
	第1條	第37條	
	第1條	第38條	
	第1條	第39條	
	第1條	第40條	
	第1條	第41條	
	第1條	第42條	
	第1條	第43條	
	第1條	第44條	
	第1條	第45條	
	第1條	第46條	
	第1條	第47條	
	第1條	第48條	
	第1條	第49條	
	第1條	第50條	
	第1條	第51條	
	第1條	第52條	
	第1條	第53條	
	第1條	第54條	
	第1條	第55條	
	第1條	第56條	
	第1條	第57條	
	第1條	第58條	
	第1條	第59條	
	第1條	第60條	
	第1條	第61條	
	第1條	第62條	
	第1條	第63條	
	第1條	第64條	
	第1條	第65條	
	第1條	第66條	
	第1條	第67條	
	第1條	第68條	
	第1條	第69條	
	第1條	第70條	
	第1條	第71條	
	第1條	第72條	
	第1條	第73條	
	第1條	第74條	
	第1條	第75條	
	第1條	第76條	
	第1條	第77條	
	第1條	第78條	
	第1條	第79條	
	第1條	第80條	
	第1條	第81條	
	第1條	第82條	
	第1條	第83條	
	第1條	第84條	
	第1條	第85條	
	第1條	第86條	
	第1條	第87條	
	第1條	第88條	
	第1條	第89條	
	第1條	第90條	
	第1條	第91條	
	第1條	第92條	
	第1條	第93條	
	第1條	第94條	
	第1條	第95條	
	第1條	第96條	
	第1條	第97條	
	第1條	第98條	
	第1條	第99條	
	第1條	第100條	

第19條	規則) 第10條	第18條	規則) 第14條
第20條	規則) 第6條	第19條	第18條
第21條	規則) 第7條	第20條	第19條
第22條	規則) 第8條	第21條	第20條
第23條	規則) 第9條	第22條	第21條
第24條	規則) 第10條	第23條	第22條
第25條	規則) 第11條	第24條	第23條
第26條	規則) 第12條	第25條	第24條
第27條	規則) 第13條	第26條	第25條
第28條	規則) 第14條	第27條	第26條
第29條	規則) 第15條	第28條	第27條
第30條	規則) 第16條	第29條	第28條
第31條	規則) 第17條	第30條	第29條
第32條	規則) 第18條	第31條	第30條
第33條	規則) 第19條	第32條	第31條
第34條	規則) 第20條	第33條	第32條
第35條	規則) 第21條	第34條	第33條
第36條	規則) 第22條	第35條	第34條
第37條	規則) 第23條	第36條	第35條
第38條	規則) 第24條	第37條	第36條
第39條	規則) 第25條	第38條	第37條
第40條	規則) 第26條	第39條	第38條
第41條	規則) 第27條	第40條	第39條
第42條	規則) 第28條	第41條	第40條
第43條	規則) 第29條	第42條	第41條
第44條	規則) 第30條	第43條	第42條
第45條	規則) 第31條	第44條	第43條
第46條	規則) 第32條	第45條	第44條
第47條	規則) 第33條	第46條	第45條
第48條	規則) 第34條	第47條	第46條
第49條	規則) 第35條	第48條	第47條
第50條	規則) 第36條	第49條	第48條
第51條	規則) 第37條	第50條	第49條
第52條	規則) 第38條	第51條	第50條
第53條	規則) 第39條	第52條	第51條
第54條	規則) 第40條	第53條	第52條
第55條	規則) 第41條	第54條	第53條
第56條	規則) 第42條	第55條	第54條
第57條	規則) 第43條	第56條	第55條
第58條	規則) 第44條	第57條	第56條
第59條	規則) 第45條	第58條	第57條
第60條	規則) 第46條	第59條	第58條
第61條	規則) 第47條	第60條	第59條
第62條	規則) 第48條	第61條	第60條
第63條	規則) 第49條	第62條	第61條
第64條	規則) 第50條	第63條	第62條
第65條	規則) 第51條	第64條	第63條
第66條	規則) 第52條	第65條	第64條
第67條	規則) 第53條	第66條	第65條
第68條	規則) 第54條	第67條	第66條
第69條	規則) 第55條	第68條	第67條
第70條	規則) 第56條	第69條	第68條
第71條	規則) 第57條	第70條	第69條
第72條	規則) 第58條	第71條	第70條
第73條	規則) 第59條	第72條	第71條
第74條	規則) 第60條	第73條	第72條
第75條	規則) 第61條	第74條	第73條
第76條	規則) 第62條	第75條	第74條
第77條	規則) 第63條	第76條	第75條
第78條	規則) 第64條	第77條	第76條
第79條	規則) 第65條	第78條	第77條
第80條	規則) 第66條	第79條	第78條
第81條	規則) 第67條	第80條	第79條
第82條	規則) 第68條	第81條	第80條
第83條	規則) 第69條	第82條	第81條
第84條	規則) 第70條	第83條	第82條
第85條	規則) 第71條	第84條	第83條
第86條	規則) 第72條	第85條	第84條
第87條	規則) 第73條	第86條	第85條
第88條	規則) 第74條	第87條	第86條
第89條	規則) 第75條	第88條	第87條
第90條	規則) 第76條	第89條	第88條
第91條	規則) 第77條	第90條	第89條
第92條	規則) 第78條	第91條	第90條
第93條	規則) 第79條	第92條	第91條
第94條	規則) 第80條	第93條	第92條
第95條	規則) 第81條	第94條	第93條
第96條	規則) 第82條	第95條	第94條
第97條	規則) 第83條	第96條	第95條
第98條	規則) 第84條	第97條	第96條
第99條	規則) 第85條	第98條	第97條
第100條	規則) 第86條	第99條	第98條

財政法 第17條	現行法新法等 第7條 一項	新法 第14條	現行法新法等 第15條 但書
第18條 第19條 第20條	第8條 第7條 一項	第16條 第17條 第18條 一項	第18條 第19條 第20條 一項
第21條 第22條 第23條 第24條	第10條 第11條 一項 第12條 一項 第14條 一項	第19條 第20條 第21條 第22條	第21條 第22條 第23條 第24條

同條 一項	一項 (規則) 第16條	第13條	第16條
第17條 一項	一項 (規則) 第17條	第14條	第17條
第18條 一項	一項 (規則) 第19條 第20條	第15條	第18條
第19條 一項	一項 (規則) 第21條 第22條	第16條	第19條
第20條 一項	一項 (規則) 第23條 第24條	第17條	第20條
第21條 一項	一項 (規則) 第25條 第26條	第18條	第21條
第22條 一項	一項 (規則) 第27條 第28條	第19條	第22條
第23條 一項	一項 (規則) 第29條 第30條	第20條	第23條
第24條 一項	一項 (規則) 第31條 第32條	第21條	第24條
第25條 一項	一項 (規則) 第33條 第34條	第22條	第25條
第26條 一項	一項 (規則) 第35條 第36條	第23條	第26條
第27條 一項	一項 (規則) 第37條 第38條	第24條	第27條
第28條 一項	一項 (規則) 第39條 第40條	第25條	第28條
第29條 一項	一項 (規則) 第41條 第42條	第26條	第29條
第30條 一項	一項 (規則) 第43條 第44條	第27條	第30條
第31條 一項	一項 (規則) 第45條 第46條	第28條	第31條
第32條 一項	一項 (規則) 第47條 第48條	第29條	第32條
第33條 一項	一項 (規則) 第49條 第50條	第30條	第33條
第34條 一項	一項 (規則) 第51條 第52條	第31條	第34條
第35條 一項	一項 (規則) 第53條 第54條	第32條	第35條
第36條 一項	一項 (規則) 第55條 第56條	第33條	第36條
第37條 一項	一項 (規則) 第57條 第58條	第34條	第37條
第38條 一項	一項 (規則) 第59條 第60條	第35條	第38條
第39條 一項	一項 (規則) 第61條 第62條	第36條	第39條
第40條 一項	一項 (規則) 第63條 第64條	第37條	第40條
第41條 一項	一項 (規則) 第65條 第66條	第38條	第41條
第42條 一項	一項 (規則) 第67條 第68條	第39條	第42條
第43條 一項	一項 (規則) 第69條 第70條	第40條	第43條
第44條 一項	一項 (規則) 第71條 第72條	第41條	第44條
第45條 一項	一項 (規則) 第73條 第74條	第42條	第45條
第46條 一項	一項 (規則) 第75條 第76條	第43條	第46條
第47條 一項	一項 (規則) 第77條 第78條	第44條	第47條
第48條 一項	一項 (規則) 第79條 第80條	第45條	第48條
第49條 一項	一項 (規則) 第81條 第82條	第46條	第49條
第50條 一項	一項 (規則) 第83條 第84條	第47條	第50條
第51條 一項	一項 (規則) 第85條 第86條	第48條	第51條
第52條 一項	一項 (規則) 第87條 第88條	第49條	第52條
第53條 一項	一項 (規則) 第89條 第90條	第50條	第53條
第54條 一項	一項 (規則) 第91條 第92條	第51條	第54條
第55條 一項	一項 (規則) 第93條 第94條	第52條	第55條
第56條 一項	一項 (規則) 第95條 第96條	第53條	第56條
第57條 一項	一項 (規則) 第97條 第98條	第54條	第57條
第58條 一項	一項 (規則) 第99條 第100條	第55條	第58條
第59條 一項	一項 (規則) 第101條 第102條	第56條	第59條
第60條 一項	一項 (規則) 第103條 第104條	第57條	第60條
第61條 一項	一項 (規則) 第105條 第106條	第58條	第61條
第62條 一項	一項 (規則) 第107條 第108條	第59條	第62條
第63條 一項	一項 (規則) 第109條 第110條	第60條	第63條
第64條 一項	一項 (規則) 第111條 第112條	第61條	第64條
第65條 一項	一項 (規則) 第113條 第114條	第62條	第65條
第66條 一項	一項 (規則) 第115條 第116條	第63條	第66條
第67條 一項	一項 (規則) 第117條 第118條	第64條	第67條
第68條 一項	一項 (規則) 第119條 第120條	第65條	第68條
第69條 一項	一項 (規則) 第121條 第122條	第66條	第69條
第70條 一項	一項 (規則) 第123條 第124條	第67條	第70條
第71條 一項	一項 (規則) 第125條 第126條	第68條	第71條
第72條 一項	一項 (規則) 第127條 第128條	第69條	第72條
第73條 一項	一項 (規則) 第129條 第130條	第70條	第73條
第74條 一項	一項 (規則) 第131條 第132條	第71條	第74條
第75條 一項	一項 (規則) 第133條 第134條	第72條	第75條
第76條 一項	一項 (規則) 第135條 第136條	第73條	第76條
第77條 一項	一項 (規則) 第137條 第138條	第74條	第77條
第78條 一項	一項 (規則) 第139條 第140條	第75條	第78條
第79條 一項	一項 (規則) 第141條 第142條	第76條	第79條
第80條 一項	一項 (規則) 第143條 第144條	第77條	第80條
第81條 一項	一項 (規則) 第145條 第146條	第78條	第81條
第82條 一項	一項 (規則) 第147條 第148條	第79條	第82條
第83條 一項	一項 (規則) 第149條 第150條	第80條	第83條
第84條 一項	一項 (規則) 第151條 第152條	第81條	第84條
第85條 一項	一項 (規則) 第153條 第154條	第82條	第85條
第86條 一項	一項 (規則) 第155條 第156條	第83條	第86條
第87條 一項	一項 (規則) 第157條 第158條	第84條	第87條
第88條 一項	一項 (規則) 第159條 第160條	第85條	第88條
第89條 一項	一項 (規則) 第161條 第162條	第86條	第89條
第90條 一項	一項 (規則) 第163條 第164條	第87條	第90條
第91條 一項	一項 (規則) 第165條 第166條	第88條	第91條
第92條 一項	一項 (規則) 第167條 第168條	第89條	第92條
第93條 一項	一項 (規則) 第169條 第170條	第90條	第93條
第94條 一項	一項 (規則) 第171條 第172條	第91條	第94條
第95條 一項	一項 (規則) 第173條 第174條	第92條	第95條
第96條 一項	一項 (規則) 第175條 第176條	第93條	第96條
第97條 一項	一項 (規則) 第177條 第178條	第94條	第97條
第98條 一項	一項 (規則) 第179條 第180條	第95條	第98條
第99條 一項	一項 (規則) 第181條 第182條	第96條	第99條
第100條 一項	一項 (規則) 第183條 第184條	第97條	第100條

財政法第 第百一十條一項	現行會計法第 第百一十條一項	會計法第 第百一十條一項	現行會計法第 第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項

第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項
第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項	第百一十條一項

備考

本表「現行會計法第一欄中の略語は左記のものとする。

- (規則)とあるは 會計規則
- (概算)とあるは 歳入歳出予算概算決定程序
- (物品倉庫)とあるは 物品倉庫規則
- (倉庫)とあるは 倉庫規則
- 右の表示方式は 會計法